

## 船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014仙第80号
事故等種類	転覆
発生日時	平成26年9月12日（金） 12時55分ごろ
発生場所	福島県北塩原村月島北方沖（ <sup>ひばら</sup> 桧原湖西部） 北塩原村所在の小高森三等三角点から真方位267° 1,200m 付近 （概位 北緯37° 41.0′ 東経140° 03.1′）
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート <sup>ボックス</sup> BACSS、サベ、 <sup>スリー</sup> Ⅲ号、5トン未満（長さ3.06m） 232-28389福島、有限会社ボックス
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機、魚群探知機等が濡損
事故等の経過	本船は、桧原湖において、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、月島北方沖で船首を北方に向けて漂泊し、船長が船首部に、同乗者が船尾部にそれぞれ立ち、共に左舷側を向いてバス釣りをしていたところ、左舷方から強風及び波を受け、船長及び同乗者が体勢を崩して右舷側に寄り、平成26年9月12日12時55分ごろ右舷側に傾斜して転覆した。 船長及び同乗者は、転覆と同時に落水し、転覆した本船の船底につかまり、船長が持っていたスマートフォンで110番通報し、来援した船舶所有者の船に救助され、本船は、船舶所有者の船にえい航され、桧原湖東部の係留地に着岸した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波向 西
その他の事項	船長は、船外機を備えた軽合金製の本船をレンタル業者である船舶所有者から借りて使用していた。 船長は、14～15歳からバス釣りをを行うようになり、桧原湖での釣りは、本事故時が初めてであった。 船長は、本事故当日の出発直前に桧原湖付近の気象予報を入手していた。 船長及び同乗者は、出発時から救命胴衣を着用していた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、桧原湖の月島北方沖で釣りをして漂泊中、左舷方から風波を受けた際、立っていた船長及び同乗者が体勢を崩して右舷側に寄ったことから、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、桧原湖の月島北方沖で釣りをして漂泊中、左舷方から風波を受けた際、立っていた船長及び同乗者が体勢を崩して右舷側に寄ったため、右舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶は、風波の影響を受けやすいので、横波を受けないように注意し、また、乗船者は、重心が高くなったり、体勢を崩したりしないよう、できる限り低い姿勢を心掛けること。</li> </ul>